三の四、五四、五五の一、五五の三、字持城九、三〇、三〇の一、三〇の二、三一、三二の一、三二の二、三三の一、三三の二、三四の一、三四の五、三五、三六、三七の一、三七の二、字ヌタノ平一八から二二まで、字耳岩六の二、九、一〇、一二の一、一二の二、二〇から二五まで、二六の一、二六の五、字枇杷ノ香一二の五、一二の八、二〇の三、二一、二五、二六、大字東薗目字川又向三の一、六の一、六の二、七、字細畑二、大字川角字沢登二、三、大字本郷字柿平一九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢登二・三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市細川字土合四〇から四二まで、五二の二、五二の三、五五、五七、六〇の一から六〇の三まで、六八の二、八一、八四の一、八四の二、八五の一、八九の一、九六の一、九六の二、九七の一、九八の一、一〇八の一、一一一の一、一一一の二、字日影七〇から七二まで、七五、七九、八三から八五まで、字大沢七四、七八、字上ノ平九三、一〇二、一〇六、一〇七

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市七郷一色字東六田沢八九、一〇一、一〇四、上吉田字川上二七の一、一三五の三、字白井沢三の一、九の一、九の三、九の四、九の七から九の九まで、一五の一、一六の二、一六の四、二二の一、二二の三、二四の一、二四の四、二五の一、二五の二、二七の一、二八の一、二九の一、三二の一、三二の三、三三の一、三五の一、三九の二、四〇、四一、字西山六、八の四、一一、一三、一九の四、二四の二、三〇、三四から三八まで、三五の一、三八の一、四一、四一の一、四三の二、四四の三、四九、五二、五二の一、五二の二、五七、五七の一、六五、六七の二、七四の一、七九の一、八七の二、八七の三、八七の七、八九の一、八九の二、九〇、九二から九五まで、九五の五、九六の一、九八、九八の一、一〇〇から一〇二まで、一〇五の一、一〇五の三から一〇五の六まで、一〇六の一、一〇六の三、一一〇の一、一一一、一一一の二、一一二の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市坪崎町イヲツ八の六（次の図に示す部分に限る。）、七の一、八の一、八の二、ソンデ一の二、一の一七

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市坪崎町下渡瀬七の八、七の九、七の四二、旭八幡町後洞二二五・二二六・二二七の一・二六〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二二三の一、二二九の一、二二九の二、二三二の一、二四〇の一から二四〇の五まで、二四一、二四八の一、二五七から二五九まで、二六〇の一、二六一の一、二六二の一、長坂六一の一、六一の一の一、六二の二四、閑羅瀬町槙平五の一、五の四、八の一一、八の一三、松根一〇の七、一〇の一七、二一の二、須渕町青木洞九五三の九、九五三の一〇、井戸洞九三二の二六、九三二の三五、百々平九七七の一の四から九七七の一の六まで、九七八の二から九七八の八まで、若里洞九〇六の七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市白鳥町中西字長命六三九の一、六三九の五、六四二、字外別一〇八四の二六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長命六三九の一・六三九の五・六四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字外別一〇八四の二六〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十六日

農林水産大臣　山本　有二